

第6号様式（第2条関係）

煙火の消費に係る警備計画書

花火大会を実施するにあたり、煙火の消費に係る災害の発生又は拡大を防止するため、警備の内容を次のとおり定める。

年 月 日

花火大会実行委員会
(代表者) 印

記

- 1 花火大会の当日は大会本部を設け、消費現場と無線等により、緊密な連絡を図り、警備計画を推進する。また、大会本部の位置は消費計画書（11 付近の見取図）に定める。
- 2 火災の発生に対する消火活動及び負傷者の発生に対する救急活動等は、予め依頼をした次の消防署が行い、消防車等の配置は消費計画書（11 付近の見取図）に定める。
また、当該消防の本部は危険区域外の安全な場所に設置する。

消防署名	管轄する区域	消防車	救急車	備考
消防署		台	台	
消防署		台	台	
消防署		台	台	
合計		台	台	

- 3 花火大会の開催に伴い、煙火の災害防止、雑踏警備及び交通整理等は次の警察署に依頼して行う。また、当該警察署の本部は危険区域外の安全な場所に設置する。

[]

- 4 煙火の打揚等、火薬類の取り扱い、業務委託契約に基づく煙火製造業者が行い、当該業者は「煙火の消費に係る作業内容書」の定めるところに従い、その責任と権限により安全な作業を行う。この場合次の作業を大会本部は確認する。
 - (1) 火薬類取扱従事者の無届、酒気帯び、その他煙火取扱従事者に係る必要な事項。
 - (2) 煙火置場、打揚筒及び仕掛煙火の設置場所の位置、構造並びに固定方法。
 - (3) 煙火置場に搬入した煙火の種類及び数量（許可の範囲）
 - (4) 不発煙火の回収措置。
- 5 災害の発生防止対策
 - (1) 煙火の消費に際して通路、人の集合する場所、建物等に対してとるべき安全な距離等は煙火消費計画書に定める。
 - (2) 火災の発生を防止するため、その虞のある区域の除草等、可燃物の撤去を行い、花火大会の

当日には十分な散水を行う。

(3) 風速 10m 以上の強風、強風火災警報の発令時又は降雨によりシート等に水溜りができ煙火に対する安全性の確認ができないとき、その他の天候上の理由により危険の発生する虞がある場合は煙火の消費を中止する。

(4) 煙火の消費に際し、設ける危険区域は煙火消費計画書に定め、関係人以外の者の立ち入らない措置を次のように講じる。

ア 危険区域を明示するため、昼間は「柵」及び「縄張り」をし、「危険区域」及び「立入禁止」の警戒札を掲げる。夜間は柵及び縄張りに取り付けた「赤色燈火」を点燈する。また当該設置計画は付近の見取図に定める。

イ 道路と危険区域が交叉する地点、危険区域に通じる道路への侵入地点等の道路の適切な地点及び道路以外の危険区域内に侵入することのできる箇所に（ア）の措置を講じ、1 箇所 2 人 1 組以上の警戒員を配置する。また、当該配置計画は付近の見取図に定める。

ウ 警戒措置は消費場所内に煙火を搬入した時から危険区域内への立ち入りを制限し（ア）の措置を講じる。また、煙火の消費時間には（イ）の措置を講じて、関係人以外の者が当該区域内にいないことを確認する。

エ 煙火の消費中に危険区域内に関係人以外の者の立ち入りがある場合は、煙火の消費を一時中断して立入禁止の措置を改善し、安全を確認してから消費を再開する。

(5) 不発煙火の回収措置ができない旨、統括責任者から報告があったときは、警察、消防及び市町村に届け出をして公報等の措置を要請する。また、予め会場のアナウンス及びプログラム等により不発玉のがんろう防止等について啓発する。

6 災害の発生した時の措置

火災の発生又は爆発による負傷者の発生時には、次に定める消火又は緊急活動を行う。

(1) 大会本部は全消費作業を中断させ、応急措置及び火薬類の安全措置を講じたうえで現状変更の禁止措置をとる。

(2) 警察官に事故の届出をし、許可行政庁に通報する。

(3) 事故の発生原因が不明で再開によって再度同種事故の発生が予想される場合、又は事故の原因となった状況が他の業者にも明らかに存在し、同種事故の発生する恐れが極めて大きい場合等事故の再発する恐れがある場合は煙火の全部若しくは一部の消費を中止させる等適切な措置をとり、その他の場合は警察官及び許可行政庁と協議して再開の決定をする。

7 危険区域への立入規制は不発煙火の回収終了をもって解除する。

8 警備は、煙火消費に係る全ての作業終了後の大会本部による安全確認をもって全面解除とする。